

## 教育委員会会議録

開会の日時	平成30年6月14日 午後7時00分
閉会の日時	平成30年6月14日 午後8時15分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長職務代理者 松田 丈輔 教育委員 田口 昇・山田 やす子・中西 康裕・鍋島 健二
会議録に署名する委員氏名	鍋島 健二・田口 昇
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 大西 要一 学校教育部長 橘 泰平 教育総務課長 濱口 昌大 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 籠谷 芳行 社会教育課長 岩村 敏彦 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 黒瀬 好子 教育研究所長 濱口 憲子 教育総務課副参事 前村 忍 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 大島 充代 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係主事 岡村 基司
会議に付した事件	議案第30号 平成30年度教育関係補正予算(第1号)について 議案第31号 伊勢市学校設置条例の一部改正について 議案第32号 明野小学校特別教室棟増築工事(建築工事)の請負契約について 議案第33号 神社・大湊統合小学校(仮称)整備に伴う造成工事の請負契約について 議案第34号 教育用コンピュータ機器(タブレットパソコン一式)の取得について 議案第35号 平成30年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について 議案第36号 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

## 教育長職務代理人

開会の宣言

会議録署名委員の指名 鍋島委員、田口委員を指名

会議に付する案件

議案第 30 号 平成 30 年度教育関係補正予算（第 1 号）について

議案第 31 号 伊勢市学校設置条例の一部改正について

議案第 32 号 明野小学校特別教室棟増築工事（建築工事）の請負契約について

議案第 33 号 神社・大湊統合小学校（仮称）整備に伴う造成工事の請負契約について

議案第 34 号 教育用コンピュータ機器（タブレットパソコン一式）の取得について

議案第 35 号 平成 30 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について

議案第 36 号 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について

議案第 30 号から議案第 34 号は、市議会 6 月定例会提出前の意思形成過程であるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長職務代理人から提案され承認。

## 教育長職務代理人

議事に入ります前に、事項書 1. 教育長報告ですが、私からは会議、議事の運営に係る報告事項はございません。その他の事務局の運営に係る報告がありましたら事務部長お願いします。

## 事務部長

5 月 9 日から 5 月 29 日に掛けて、今年度も教育長学校訪問を実施し、全校訪問させていただきました。公立幼稚園およびしごうこども園につきましては、6 月 19 日、21 日に訪問する予定です。

また、6 月 7 日には中学校連合陸上大会が開催され、競技や応援など一所懸命な生徒の姿が見られました。

小学校では 6 月の中旬から下旬に掛けまして、プールの清掃をした後、子どもたちが楽しみにしております学校水泳が始まる予定です。

私からの報告は以上です。

## 教育長職務代理人

それでは、議事に入ります。議案第 30 号「平成 30 年度教育関係補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

（以下、審議内容については非公開）

(原案どおり承認)

### **教育長職務代理人**

続きまして、議案第 35 号「平成 30 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書についてを議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

### **事務部長**

21 ページをご覧ください。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、報告書を作成しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

### **教育総務課副参事**

議案第 35 号「平成 30 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」ご説明いたします。お手元の報告書をご高覧ください。

まず、この点検評価を行う根拠でございますが、これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されていることから点検・評価を受けるものでございます。

点検評価の対象となるのは、報告書表紙にもございますように「平成 29 年度事業」が対象となります。

それでは、報告書の記載内容について、ご説明いたします。

今回の点検評価は、第 2 期伊勢市教育振興基本計画の初年度となりますことから、報告書の様式について、一部を第 2 期伊勢市教育振興基本計画の内容に合わせた項目に、変更させていただいております。

では、1 ページをお願いいたします。点検評価の趣旨、評価の内容等につきましては、先にご説明申し上げましたとおり、法に基づき実施するもので、対象となる事業は、第 2 期伊勢市教育振興基本計画に記載されている主な取組の項目です。

2 ページでは、点検評価を行うにあたっては教育に関する学識経験を有する 2 名の方に点検・評価をお願いさせていただきます。また、結果の公表については、点検・評価を受けたのち、改めて教育委員会会議に報告し、その後市議会への報告、市のホームページへの掲載等を以って市民に周知したいと考えております。

なお、議会への提出時期につきましては平成 29 年度事業の決算が審議されます 9 月定例議会の開会に間に合わせたいと考えております。

点検・評価の対象となる事業につきましては、3ページから9ページまでの教育委員会に関することと、10ページ以降の第2期伊勢市教育振興基本計画に記載されている10の基本施策と31の施策に沿った主な取組の項目です。

記載方法についてですが、10ページをご覧ください。まず、施策名と担当の部署を記載し、それぞれの施策における「現状と課題」、「主な取組」を申し上げたうえで、それぞれの主な事業名、決算額、実績をあげ、「数値目標」としては教育振興基本計画策定時の目標に対し、平成29年度の実績を掲載しております。

11ページ中段からは、昨年度の点検評価における指摘事項と、それに対する措置状況を記載しております。この項目につきましても、第2期伊勢市教育振興計画に合わせ昨年度の指摘事項を今年度の基本施策の項に組みなおして記載をさせていただきました。以降、事業に対する「自己評価」と「今後の課題と取組」そして、点検評価を受けた後のコメントが、12ページの「点検・評価」の欄に掲載されるという形の報告書をもって、点検・評価を受けたいと考えております。

各施策の評価内容については、時間の都合上省略させていただきますが、それぞれ昨年度実施しました点検評価による指摘を受け、改善に取り組みました。

それぞれ、第2期伊勢市教育振興基本計画の策定時に掲げた目標値に向け取り組んだところがございますが、既に目標値を上回った事業もある反面、第2期伊勢市教育振興基本計画初年度ということもあり、まだまだ目標値に到達していない事業もございます。

これらについては、今後も事業への取組方法について工夫をしながら、目標値達成に向け、継続的な取組を進めてまいります。

本日、ご審議いただきました後、この報告書をもって点検・評価を受けたいと考えております。

以上、「平成30年度 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について、ご提案させていただきました。

何卒、よろしく願います。

#### **教育長職務代理者**

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

#### **A 委員**

11ページの自己評価のところにあります、二つめの黒丸で、「平成29年度から、小学校においてhyper-QUとのバッテリー活用」というのは両方を一緒に使うということでしょうか。

そしてその後の「小学6年生においてもこのCRTを実施し、きめ細かな指導に生かすことができた。」というふうに自己評価をしておられますが、上のところにはこの小学6年生の評価の数字は出てこないのでしょうか。

### 学校教育課副参事

バッテリー活用についてご説明させていただきます。

hyper-QU とは、学級での親和感、学級での孤立感、子どもが教師との関係性をどのように感じているかというような、集団の中での自分を見つめたりして友達との関係性を調査するためのものがございます。

それに CRT の成績と承認されていると感じている子どもの集団、阻害感を持っているという子どもの集団、クラスの状況に満足しているという子どもの集団、そういった集団の中での子どもの CRT の結果をクロス集計しまして、満足度の高い集団に在るけれども学力的にはなかなか伸び悩んでいる子ども、または阻害されていると感じている集団、個別の支援が必要であるという子どもにおいても、CRT の結果で高い数値を上げている子どもがどのように人間関係を作っていけばいいか、というようなことを見ることのできる活用の方法でございます。

### A 委員

クロスするということですね。

### 学校教育課副参事

もう一点、この6年生の CRT の検査につきましては、全国学力・学習状況調査が4月に実施されていることも有り、この CRT の検査は5月上旬に行うということから、6年生が4月、5月とそのような学力調査を2回も行うのは負担が大きいのではないかとということで、これまでは5年生を上限に実施しておりましたところですが、hyper-QU とのバッテリー活用を6年生にも広げた方が有効ではないかということから、平成29年度より始めております。

そのことで平成27年度の現状値は、6年生については、把握はできておりません。

また平成29年度の実績値についても、成果指標の変化がどのようになっているかを見るために書いておりますので、6年生の実績値は記載していないということがございます。

### A 委員

記載していませんが、ここの自己評価の中では、「きめ細かな指導に生かすことができた。」と有るので、やはりどのようになったのか気になりましたので質問させていただきましたが、説明で分かりました。

今のところもう一つ、自己評価の黒丸一つ目の「児童生徒が主体的、対話的な学習実現できる」とありますが、助詞か何か足りない気がしたので、再考お願いいたします。

### 学校教育課副参事

仰せのとおり修正したいと思います。

### 教育長職務代理者

他にご意見ご質問はございませんか。

### A 委員

14 ページ 2 番目の改善措置状況の①ですが「ALT が授業プランを」ではないですか。

### 学校教育課副参事

仰せのとおりでございます。

修正させていただきたいと思います。

### A 委員

ここでちょっと気になったのが、措置状況は「ALT が授業プランを提案した」と書いてあるのですが、その下の今後の課題と取組のところ、そのことをやはり反省したうえで、授業プランは ALT に立てさせているけれど実際には教員と協力して教員主体で立てる方がいいということが、この今後の課題と取組のところ書かれている訳でしょうか。

### 学校教育課副参事

措置状況に記載しております、研究指定校は明野小学校でございまして、明野小学校には外国語活動、英語の授業に関して同一の ALT を常に配置しています。

そこでどのような連携を ALT にしていけば有効な充実した外国語活動、英語の授業ができるかということの研究しているところでございます。

措置状況としまして、連携に関して ALT が提案した授業プランを実践しながら役割分担をして授業を行ったけれども、それではなく、担任のプランによる授業を今後は連携を深めるという意味でもしていく方が良いというのが今後の課題で取り上げているところでございます。

### A 委員

そのとおりに措置状況を見た時にやはり、教員が主体になるべきではないかなと思いましたので今、質問させていただきました。

ありがとうございました。

### 教育長職務代理者

他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

### B 委員

平成 29 年度のグローバル教育の推進の目玉というか、新しい取組として英語検定料の補助というのがあるのですが、その辺りはこのグローバル教育の推進の中には記載しなくてもよかったのかというのを教えて欲しいのですが。

自己評価のところでは、出てくるのですが主な取組と主な事務・事業の中に具

体的に文言が出てこないのです。

#### **学校教育課副参事**

委員仰せのとおりでございます。

このグローバル教育の推進の中で、英語検定の補助金を出すことによって子どもたちの英語力の向上、そして向上したいと思う子どもたちへの支援という形で進めていこうというものでございますが、事業の概要のところこれが記載していないというのは、ご指摘のとおりでございます。

昨年度は 928 名のお子さんに検定の補助をさせていただいたということから考えましても、事業の中に入れていくべきだと思います。

主な事務・事業の概要・実績等のところに付け加えたいと思います。

#### **A 委員**

14 ページの一番上の成果指標のところの 2 段目でさっき文字のことを言ったところなのですが、ALT との夏季休業等における交流事業の実施日数というのが、平成 27 年度はゼロであったのが、平成 29 年度が 3 日とありますがこれは各校ではなくて明野小学校でのことですか。

#### **学校教育課副参事**

これは、伊勢市内の子どもたちに広く募集を掛けて行う「小学生ちょこっと英語体験」のことでございます。

平成 29 年度は 3 日間の授業の実施をさせていただきました。

#### **A 委員**

これは、ある学校での試みではなくて、伊勢市全体の小学校に対してということなのですね。それが少し分かり難いと思いましたので。

#### **教育長職務代理者**

他にございませんでしょうか。

#### **C 委員**

50 ページ、51 ページのところに書いてありますスクールバスのこととお伺いをしたいと思います。

スクールバスの運用というのは、三重交通さんに委託しているような事業でしょうか。

また、運用しているそのバスは観光バスタイプなのか、それとも路線バスタイプなのか、どういったものを運用しているか知りたいのですが。

#### **教育総務課長**

スクールバスにつきましては、三重交通さんの方で委託させていただいております。

ただ、沼木中学校の矢持から津村の路線につきましては、平日の登校については沼木地区の自主運行バスがございますので、そちらの方を活用させていただいております。バスのタイプにつきましては、路線タイプになります。

#### **C 委員**

路線タイプとなると通学の時の乗車状況ですが、やはり立ち席も有るといような状況でしょうか。

#### **教育総務課長**

二見浦小学校は旧今一色小学校から運行しますが、子どもがたくさんいて立ち席が発生するというので、ピストン輸送ですが2便運行して子どもたちの安全をということで、2便運行させていただいている状況です。

#### **C 委員**

そちらの方と光の街から出ているのも2便なんですか。

#### **教育総務課長**

光の街につきましては、統合によるものではございませんので、私どもでスクールバスの運行は行っておりません。

通常の路線バスの方の運賃を助成させていただいておるということで、要望はあるようなのですが、従前から定期券を助成させていただいておりますので、その形を採らせていただいております。

統合によって遠くなるものについては、私どもでスクールバスの運行をさせていただいている形になります。

#### **C 委員**

住民から話を聞いたのですが、今一色の状況と光の街の状況がかなり差異があると。実際立ち席が出ている状況ということもありまして、スクールバスでないにせよ、児童から見れば同じようにバスで通っているような状況であって、片やかなり余裕の有る座席の状況、片や立ち席で吊り革を持ってという状況、その中で、例えば低学年は座れるようにして、高学年は立つようにと、そういうような決まりとかがあるのか、それとも小学校1年生が入ったばかりの4月でも吊り革や手すり棒を持って立ったまま通学しているのかとなってくると、ここに書いてある児童生徒が安全に登下校できるようなところから、大きくちよっと疑義が出てくるなと思われましたので、その辺のところをお伺いしたかったのですが。

#### **教育総務課長**

委員仰せのとおり、光の街は統合前からバス通学をさせていただいておると、子どもたちの数も増えてきているということで、そのようなお話も聞いております。

また私どもの方からも運行業者の三重交通の方に増便なりということはお願  
いしていけたらと思っております。

#### **教育長職務代理者**

増便をお願いしていただくということによろしいですか。  
他にございませんでしょうか。

#### **D 委員**

今のスクールバスで確認だけさせていただきたいのですが、利用されている  
子どもの人数と立ち席が無くなる人数との分析は確認されているうえでという  
ことによろしいですか。

#### **教育総務課長**

旧今一色小学校区の方ですが、子どもたちの数を確認したところ、立ち席も含  
む定員でいくと1便で走行が可能だったのですが、座れないというところが出  
てきましたので、人数を確認して2便とさせていただいたところです。

また子どもの数の推移によって便数は変更となる可能性は有りますが、現在  
のところ2便であれば座って登下校できるということです。

#### **A 委員**

27 ページの自己評価の上から2行目「中学校区連絡会を組織し、」ではないで  
すか。

#### **学校教育課副参事**

仰せのとおりでございます。修正したいと思います。

#### **A 委員**

それとちょっと関連をするのですが、26 ページで前にもこのようなことを聞  
いたと思うのですが、「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」とか  
の伊勢市の数値が出ていますが、全国の数値は参考としては何処にも載らない  
ので、伊勢市の状況がどの程度なのか、そして目標値が全国の今の実績値とどれ  
くらい違うのかというのが分かり難いので、これだけ見せてもらうとちょっと  
評価がしづらいという気がします。

それは28 ページの数字についても同じです。平成33年の目標値がこうなっ  
ているのだから、まだまだなんだということは分かりますが。

全国調査なのでそのところが物足りなさを感じます。

#### **学校教育課副参事**

全国学力・学習状況調査の質問の項目を成果資料としているところでありま  
すので、全国での割合というのは、掴むことはできる数値ではありますので、こ  
れについても仰せのとおりだと思います。

#### A 委員

伊勢市はどんな状況なのかということが分かりますが、これだけ見ていると、素人目にといいますか、こういうものをいつも見ていない者にとっては、この数字がどういうふうに理解したらいいのかが、平成 27 年から平成 29 年の変化は分かります。そして目標値がこれだけだからまだまだ努力が要るんだなあということも分かりますが、もう少し親切な表記になるとありがたいと思います。

#### 学校教育課副参事

この中に全国の指標をどのように入れ込んでいくかということも含めまして、考えていきたいと思います。

#### A 委員

30 ページなのですが、一番下の主な事務・事業のところの「社会科フィールド講座を開催し、町歩きの手法を学んだ。」というのは、どこが開催し対象は誰か、それから参加状況は、というようなところはここではないので、まずは社会科フィールド講座の開催についてご説明いただきたいと思います。

#### 教育研究所長

社会科フィールド講座と申しますのは、小中学校の教職員を対象に募集を掛けまして、そしてブラタモリでも登場していただきました、千枝先生という河崎の町並みに大変詳しい方を講師にお願いしまして、散策をいたしました。

河崎だけではなくて市内の別の地域を歩いた時にも、こんなふうな物の見方で、歴史的なこと産業的なことを捉えて子どもたちと一緒に学ぶことができるということをお教えいただきました。

#### A 委員

その時の教職員は小中学校ですかね。参加状況は。

#### 教育研究所長

参加状況は 20 名強でございました。

#### A 委員

これは児童生徒の指導に役に立つようにということですね。

#### 教育研究所長

表現の仕方を修正させていただいて、どなたでも分かって頂けるようにしたいと思います。

#### 教育長職務代理者

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

## D 委員

29 ページの道徳教育の自己評価で、「道徳の教科化を機会に」と書かれていまして、最後の黒丸に「道徳の教科化に向け」となっていて、実施に道徳の教科は今の様な状態になっていて、「教科化に向け」というのが、表現的・具体的にどういう内容を考えられているのか分からなかったのので教えていただけないでしょうか。

## 学校教育課副参事

今年度から小学校では、道徳が教科化されております。

教科化されるということに伴って、国の検定を通った教科書を使用するようになっております。

そしてその教科書を使用し、評価を付けるということになっております。

来年度は中学校の道徳が教科化されるということになっております。

現行の学習指導要領では、道徳が教科としては取り上げられていないため、教科化に向けて、特別の教科道徳という名前を付けて今年度から小学校、来年度は中学校ということで始まっております。

平成 32 年度から始まります新学習指導要領では、もう既に道徳を教科として規定した学習指導要領が作成されております。

中学校においては平成 33 年度より新学習指導要領が改訂されるということになっております。

## 教育長職務代理人

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。

## A 委員

42 ページの改善措置状況、前年度の指摘事項の「②体力テストの継続実施する」は「体力テストを」の方が読みやすいと思います。

## 学校教育課副参事

ありがとうございます。修正したいと思います。

## A 委員

その時に三重県の元気アップコーディネーターというのが学校訪問を行ってやってもらったので、平成 27 年度の現状値が平成 29 年度には飛躍的に上がっていて、平成 33 年度の目標値も超えてしまっているので、この元気アップコーディネーターというものの活用が非常に効果があったということでしょうか。

## 学校教育課副参事

元気アップコーディネーターは、退職した校長先生がなられている場合が多く県からの派遣をしていただいて各学校を回っていただき、どのようにして子どもたちの体力を向上させていくか、そしてどのような活動が有効かというア

ドバイスをいただきます。

また体力テストに向けても、ただ体力テストを行うだけではなく日々どのような活動を行わせていけば、体力テストの向上に繋がる結果がでるというようなアドバイスもとても具体的にいただいております、委員仰せのとおりコーディネーターのアドバイスが、学校の方で活用させていただいたその結果として有ると思います。

#### **教育長職務代理人**

他にご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 35 号「平成 30 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことをございます。よって、議案第 35 号「平成 30 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

#### **教育長職務代理人**

続きまして、議案第 36 号「伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

#### **事務部長**

22 ページをご覧ください。

これは、教育財産の取得及び工事の計画に関する事務権限を教育長に委任するため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **教育総務課長**

議案第 36 号「伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について」をご説明いたします。

23 ページをご高覧ください。

先月の教育委員会協議会においてご説明させていただいたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会制度が見直され、教育長は従前の教育委員長と事務局の総括である教育長の責務を有することとなりました。

しかし、新制度となったものの、伊勢市においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により定められているものを含め、19 の事項について

は、依然として、教育長への権限が委任されておらず、教育委員会において審議決定するものとなっております。

その中でも、今回、改正しようとする事務については、市長部局でいう次長級でも処理できる事務であり、この規定を削除したとしても、教育に関する重要な計画等については教育委員会で審議を願うこととなっていることから、影響はないものと判断し、改正させていただきたいと考えております。

以上、「伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について」を、ご提案させていただきました。

何卒、よろしく願いいたします。

#### **教育長職務代理人**

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

#### **教育長職務代理人**

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採ります。

議案第 36 号「伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 36 号「伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

#### **教育長職務代理人**

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

#### **教育長職務代理人**

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。